

# 群馬司法書士新聞

発行所 群馬司法書士会  
 発行人 岡住貞宏 編集人 島田貞夫 2012年11月10日発行・No.20

## 震災対策特別号

後見のススメ・成年後見制度  
 県内避難者の集い  
 司法書士団の動き

## ひとり一人の『人』を 大切に考え、支える成年後見制度

・ ・ 制度の活用が人の生活再建の大きな柱となる ・ ・



本宮市恵向仮設住宅団地内にある「グループホーム虹の家」。認知症の方々を対象に少人数を単位とした共同生活を送る場が「グループホーム」です。現在入居者は9名。

仮設住宅に入居されている方々の多くは高齢者であるといわれている。避難先を転々とし、めまぐるしく変わる環境に体調を崩す方々が続出した。やっと、たどり着いたところが応急仮設住宅。しかし、ここも足を伸ばしくつろげる住環境ではなかった。既に1年と8か月が経つがいっこうに変わらぬ居心地の悪さはお年寄りの方々に深刻なダメージを与えている。認知症の症状を見せるお年寄りが増えているという。仮設住宅団地の中にはグループホーム、デイケアサービス等の高齢者サポート拠点が設置運営されているところもあり、頼りにされている存在である。しかし、認知症になってしまったお年寄りを抱え苦悩しているご家族も決して少なくないと思われる。そのようなとき、助っ人として「成年後見制度」があることは意外と知られていない。今回は「成年後見活用のススメ」と題して「成年後見制度」についてわかりやすく説明してみました。

## 成年後見活用のススメ

会話の所々に「群馬なまり」が出ています。著者が生粋の群馬県人なのでご容赦下さい。前後関係から理解してくださると幸いです。

先日、山田さんの息子さんが私の事務所にやってきました。

「先生、オヤジの土地を売りたいけど来てくれるかねえ」

売買代金の支払の時に、お金の受け渡しを見届け、所有権移転登記に必要な書類を預かる司法書士の仕事、いわゆる「立会」と呼ばれる仕事の依頼です。

「お父さんは決済の日にこられますか？」と聞くと、

「オヤジかい？ 年だからちょっと無理だよねえ」と言うので、

「それでは、前もってお宅におじゃまして、お父さんに色々な書類に署名してもらいましょう。でも、認知症じゃないですよ」と聞くと、

「オヤジかい？ そりゃ年だからねえ・・・ちったあ変なこたあ言うよ。でも、良くわかってるよ。オヤジの土地を売ることも承知しているし大丈夫だよお。」というのです。

後日、山田さんのお宅を尋ねました。

「こんにちは」「・・・」

返事はありません。奥の方からは、大きなテレビの音が、「この印籠が目にはいらぬか」と聞こえて来ます。

奥をのぞくと、山田さんらしい人がこたつに入って水戸黄門の再放送を見えています。

「失礼します。登記の確認にきましたのであがらせてもらいます」

としかたないので、勝手に上がり込みました。

「こんにちは、司法書士の清水と申します。山田さんですか」

山田さんは、私に別に驚いた様子もなく、「ああ」と答えました。

「今日はいい天気ですね」・・・「そうだねえ・・・」

「いつも何をしてるのですか？」・・・「テレビがいいやいねえ」

「何が好きなのですか？」・・・「水戸黄門さ」

「水戸黄門ですか。おもしろいですね。今も見てたんですね」・・・「ああ・・・黄門様はやっぱり月形だね」

ちゃんと受け答えが出来ます。年のわりにしっかりしています。

「ところで、この土地は山田さんのですよ」・・・「ああ」

「それをAさんに売りますけど、いいですか？」・・・「よかんべ」

やれやれここまで来た甲斐があった・・・と思いましたが、なにげに、

「この黄門様は、石坂浩二ですよ」と聞いてしまいました。そしたら、

「黄門様はやっぱり月形だいね」

「石坂浩二ですよね」

「黄門様はやっぱり月形だいね」

「月形」と言えば、初代黄門様・・・銀幕の大スター、テレビで水戸黄門をみていて「月形龍之介」はないよな・・・

「この土地をBさんに売りますけど、いいですか？」ときいてみました。

「よかんべ」

「Cさんに売りますけど、いいですか？」・・・「よかんべ」

「売らなくてもいいかね？」・・・「よかんべ」

この山田さん、何を聴いても「よかんべ」なんです。

### 寝たきりにならない限り、日常会話は出来ます。

お父さんの判断能力は大丈夫ですかと息子さんに聞くと、大抵、この山田さんの息子さんのように「ちったあ呆けてるが大丈夫」といいます。でも、実際には判断能力に疑問のある場合は多くあります。

こういう時、息子さんに「売買はできませんね」というと、  
「全部任されている俺が売ると言っているのだからいいだんべえ。俺は長男で跡取りだぜ」と言ってきます。

「息子さんに任せているのですか？」・・・「ああ」

「息子さんに任せていないのですか？」・・・「ああ」

今度は何を聞いても「ああ」と返事が返ってきます。

### このように、認知症などで、物事の判断が出来なくなると、

「土地を売る」ことの判断も自分で出来ません。同様に、「土地を売ることを誰かに頼む」ことも出来なくなっています。それでは、土地は売れない・・・では、困ったことになってしまいます。

ですから、この様な時には、「土地を売る」ことなどを本人に代わって判断する役割の人を、法律が定めることになっています。未成年者も自分で判断をすることは困難ですから、その場合は、親がこの役割を担うとされています。それなら、お年寄りの方の場合は、その子供・・・とはなりません。家庭裁判所でこの役割を担う人を決めてもらわなくてはならないのです。家庭裁判所からこの役割を任された人のことを「後見人」といいます。そして、成人した方のために、後見人を利用する仕組みのことを「成年後見制度」と言います。日本は世界一の超高齢社会ですから、認知症などで判断能力が十分で無い方は多くいます。でも、この成年後見を利用している方はそれ程多くいる訳ではありません。

利用している人たちも、今回の山田さんのように、土地を売ろうとしたら、司法書士から、移転登記が出来ないと言われたので利用した等、ある目的を達成するための手段として、しかたがなく利用したという方が多いのだらうと思います。

### 預金がおろせなくなって利用した方もいました。

それまでキャッシュカードを利用して出金してたのですが、車上荒らしにあい、車に置いておいた母のキャッシュカードを盗まれたというのです。銀行に再発行を依頼したのですが、聞き入れて貰えず、仕方なく後見制度を利用したとのことでした。

「保険会社が、保険金をよこさない」と怒鳴り込んできた方もいました。聞けば、父が入院したときのために保険に入っていたのに、実際に脳梗塞で父が入院したら、判断能力が十分ではないので後見制度を利用しないと支払えないと言われたとのこと。何のために買った保険なんだと怒っていました。

このことは、銀行や保険会社の立場にたってみると、銀行などが「はい、解りました」と言えない事情も理解できます。先に触れましたように、お子さんは、当然にはお父さんの代理人ではありませんから、何の権限もないのです。もし支払ったとしても、後日、このお父さんの後見人に選任された者から請求を受けた場合「もう支払っています」とは言えない場合も生じてしまいます。ですから、銀行などは、このようなりスクを回避するために、成年後見制度の利用を希望してきます。

### 高齢者施設に入所するときはどうでしょう。

寝たきりの認知症の方と施設が入所契約を結ぶことになります。息子さんは代理人ではありませんから、同様に後見制度の利用を求められる？・・・そうなら、後見制度はとても身近な存在になりますが、そのような施設は殆どありません。そんなこともあってか、現在のところ、後見制度の必要性に実感がわかないのが現実でしょう。

数年前、埼玉県の富士見市の老姉妹を狙ったリフォーム詐欺事件が話題になりました。ニュースでも紹介されたのでご記憶にあるかたも多いかと思います。このとき、成年後見制度の取消権のことが紹介されました。認知症になると、富士見市の方のように判断能力が不十分なことにつけ込まれて被害にあう危険が高まります。被害にあったということで契約を取り消すには、消費者契約法等で定めた数々の要件を満たしていなくては出来ません。そして、そんな契約をするたびに、消費者センター、司法書士、弁護士などに依頼して対応しなくてはなりません。でも、成年後見制度を利用している場合は、後見人がその契約を知らなかった、その契約に同意をしていなかった・・・これだけで取消しをすることが出来るようになりますし、取消は後見人がしてくれます。もっとも、後見人がいるということがわかれば、好きこのんで、そんな高齢者の元に、わざわざ売り込みにくる人もいなくなるでしょう。

## 取消権を求めて後見制度の利用をした方は多くいます。

数十万円もする水道浄化装置を半年に2回も購入した母親、認知症予防の器具と言われるままに低周波治療器を購入したが、一回も使わずベランダの物置に放置していた父親、必要もないのに床下換気扇を取り付けた父親などなど、お子さんと同居していても、日中の留守番の時に買ってしまおうとのことでした。困ったお子さんは、消費者センター等で解決してもらいますが、何度も繰り返され、そして、もちろん解決出来ない被害もあって、困り果てていたところ、たまたま後見制度のことを知って利用することにしたとのことでした。

このように、他から言われて、お子さんが渋々利用する場合や、取消しなどによって被害を防ぎたいというお子さんの希望で後見制度を利用するケースが多いので、お金持ちの方が利用するものと思われるかもしれませんが、もちろん、財産を守りますが、そのことに留まらず、認知症になった高齢者などの権利を、つまりその人権を、その人自身の立場にたって守る仕組みなのです。

人は病気になるれば、病院に入院します。身体が思うように動かなくなれば、介護ベッドを借りたり、車いすを借りたりもします。生活費が足らなくなれば、銀行に行って下ろしてこなくてはなりません。普段当たり前前に思い、当たり前前にしていることも、認知症になると独りで出来なくなってしまいます。さらに、虐待を受けるリスクも高まります。子供などから殴られる、必要な介護を受けさせてもらえない、年金などが使われてしまう。こんな話も良く聞くところです。

## 認知症などになった場合、社会の中で、 人としての尊厳をもって生きていくためには

その人の権利を擁護する人の存在が必要になってきます。後見人は、そのための支援をします。その人の気持ちを尊重し、その人の心や体の状態を検討して、入院や、介護ベッドを借りること等をして、安心して生活出来るように支援します。実際に、生活保護を利用している方々も成年後見制度を利用しています。必要が生じれば、生活保護の申請をすることにもなります。そういう意味で、認知症等になった場合、その方が日常生活を送る上で、普通に必要で、普通に利用されるべき制度と言えるでしょう。

そうは言っても、サザエさん一家の波平さんやフネさんが認知症になった場合には、サザエさんやマスオさんが同じように権利を擁護してくれそうですから、後見制度は、特段必要になる制度では無いかもしれません。でも、例えば1人暮らしの方、お子さんが遠くで暮らしている方が認知症になってしまった場合には、後見制度はとても有用な仕組みといえるでしょう。また、今度の東日本大震災のように、これまでの生活が一変してしまうこともあります。震災のショックやその後の生活環境の変化から、認知症の症状が出てしまった方もいるでしょう。例えサザエさん一家であったとしても、家族は離ればなれになり、認知症になった親を支援したくても出来なくなってしまった方もいるでしょう。そんな場合、自分たちにかわり、その人の権利を守ってくれる後見制度は、とても心強いものとおもいます。

成年後見制度は、このように単なる財産を守る仕組みではなく、福祉的側面も強く持っています。そのため、魅力があるのですが、利用を躊躇してしまう障害もあります。それを、最後に2つ記載しておきたいと思います。

### 一つは、利用する場合の費用の問題です。

成年後見制度は、2000年4月、介護保険制度と同時にスタートしました。この2つの制度は、互いに支え合う制度で、車の両輪とも例えられています。介護保険制度では、介護を受ける時の負担を1割程度に軽減するため、40歳から保険料を納付する仕組みが導入されました。残念ながら、成年後見制度にはこのような仕組みはありません。後見人の仕事は多岐に渡り相当な時間と労力を費やすものです。後見制度を利用すれば、この後見人の費用を支払う必要が生じますが、保険でまかなわれるわけではなく、もちろん国が補填してくれる訳でもありません。本人の資産状況等を考えて裁判所が決定する額（無報酬となる場合もありますが、月額2万～3万程度が多いと思います）の全額を利用者が支払うことになります。

### もう一つは利用を始める際の労力の問題です。

後見制度を利用するには、いろいろな書類を集め、家庭裁判所に書面を提出しなくてはなりません。始めて聞く法律の言葉も出てきますので戸惑いを感じると思います。ただ、後見人が必要で無い方に後見人がついてしまっは一大事です。必要な理由などをしっかりと家庭裁判所に判断してもらわなくてはなりませんから、これは超えて頂きたいハードルです。

もっとも、費用のことや、手続きのことに不安があったとしても、最初から利用を躊躇してしまうことなく司法書士にご相談頂きたいと思います。司法書士は公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートを通じて後見制度に特化した取組をしています。費用についても市区町村に負担してもらえる場合や、助成金制度を利用出来る場合もあります。手続きの支援も出来ます。何らかの解決への糸口をきっと見つけることが出来ると思います。

判断能力が不十分になったとしても、社会の中で、それ以外の人と同様に普通に生活していけなくてはなりません。日本は、そんな社会を目指しています。でもそのためには、「特別な」支援が必要になります。その方の声なき声を聞き取る耳を持ち、寄り添っての支援が必要になります。後見人はそんな役割を担っています。認知症になってしまった親が、知的障害を持つ子が、この社会の中で、人として尊重されながら安心して生きていくために、他から利用を求められなくても、契約を取り消す必要がなくても、この後見制度という仕組みを活用してみてもいいかがでしょうか。

なお、もっと積極的に利用したい、つまり、将来認知症になってしまうかもしれない自分のためにあらかじめ備えておきたい場合にも、この後見制度は活用出来ます。後見の活用を検討される際は、併せて検討してみてもいいかがでしょうか。

(しみずとしあき)

## 避難生活中の成年後見制度の利用

仮設住宅の避難生活が長引くに従い高齢者にのしかかるストレスは想像を絶する。避難所と違い、仮設住宅の生活においては判断、決定を自らしなければならぬ場面が多々発生することが予想される。一人では判断、決定することが困難な人達にとって成年後見人の存在は大きい。後見活用はこれからが本番である。

後見に関する問い合わせ（お気軽にお電話ください）

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート群馬支部

**027-224-7773**

### ※ 特集予告の変更 ※

先号で「警戒区域周辺の現状を探る」と題した特集を掲載する予告をしましたが、都合により今号の特集は「後見のススメ・成年後見制度」に変更いたします。読者の皆様には大変ご迷惑をおかけし申し訳ございません。「警戒区域周辺の現状を探る」は次号で特集いたします。ご容赦下さい。

次号では

### 『警戒区域周辺の現状を探る』

を特集いたします。

群馬司法書士新聞震災対策特別号のバックナンバーは  
群馬司法書士会ホームページで見ることができます。  
第1号から掲載されています。是非ご覧下さい。

## 県内避難者の集い

# 「心のケア」の専門家が聴く避難者の声

10月21日(日)と11月10日(土)の両日、「皆で集まってお話ししましょう」と題して県内避難者の集いが開かれた。「ぐんま暮らし応援会」主催の集いは11月で3回目になる。10月は参加者20名、11月は17名だった。初回9月の参加者が8名から比べれば倍増している。しかも、各回に初めての参加者が必ずいることが集いの存在が知れわたってきていることを伺わせる。また、今回は子供4名が連れ立っておりキッズルームはにぎわいを増していた。

前回、今回と精神保健福祉士の方が参加され話し合いの輪に加わった。心の専門家から見た避難者を語ってもらった。

### － 林精神保健福祉士の話 －

今まで培ってきた地域住民との関係性等、人生の全てを失ってしまったと繰り返し話題が上がっていた。終了10分前、参加者から実は、眠剤（デパス）を頂いている。飲んでる薬は大丈夫か？と聞かれた。処方されていた薬は一般的に使われる薬だと説明したところ、安心した様子だった。全員の参加者が、集まりに参加した後強い寂しさを感じて当日の夜は眠れなくなってしまうという。

前向きにならなければいけないと感じているが、そうできない自分がある。そのことで自分を責めてしまう。夫婦で避難している方とそうでない方との間に格差があり（単身者であれば更に状況は過酷だと思われる）、夫婦一緒なら日常的に不安、不満や今後の生活について話し合えるが、親族には負担をかけたくないという思いから悩みを一人で抱えるしかない状況や、前向きにこの先の生活を考えられないことで自分自身を責めて更に苦しみを引き起こしている状況が窺い知れた。

### － 佐藤精神保健福祉士の話 －

私がお話を伺ったのは50代のAさんと、3歳のお子さまのいらっしゃる30代のBさんでした。お二方共、初めのうちは地域の話題等で和やかに会話をしていましたが、話を進めていくうちに、当事者にしか分かり得ないような不安感や課題が見受けられました。



三々五々集まる参加者の輪が広がる。



# 賠償請求支援司法書士団の動き

平成24年11月1日(木)、原発事故損害賠償請求支援司法書士団の事例検討会が行われました。東京電力に対する直接請求では十分救済されないケースとして、個別具体的な事情の主張・立証を要する場合が挙げられます。その際の有用な解決方法の一つが「紛争解決センター」の利用で、支援司法書士団の支援活動においても主要な部分を占めています。

当日は、これまで支援司法書士団に寄せられた相談内容等について、その概要を示した上で、今後は各事案につき、3名の担当者によって対応することとし、その人選が行われました。また、今後東京電力の対応に一定の傾向が認められた場合、支援司法書士団としての対応策を協議し、その成果を各団員の日々の相談活動に活かす等、相談者の権利擁護のために最善を尽くすことも確認致しました。

相談電話については、まず兵庫会の支援司法書士団の団員が受付し、その後、県を越えて最善と思われる担当者3名が選ばれ、対応させて頂く流れとなります。費用につきましても、相談や東京電力に対する直接請求の支援については無償で行い、紛争解決センターの申立てについても法律扶助の利用をして頂いた上で、被害者の負担軽減を計るよう話し合われました。

皆様の無念な思いを受け止めるべく、支援司法書士団も努力をしてみたいです。ご相談をお待ちしております。

\*\*\*\*\*

## 「紛争解決センター」利用手続きを支援します。

- ① 東電の補償に納得できない方
- ② ご自身の事情に即した賠償請求をしたい方
- ③ 東電が示している賠償基準に該当しない方

下記フリーダイヤルまでお電話下さい。

**「原発事故損害賠償請求支援司法書士団」**

**フリーダイヤル 0120-440-744**

月～金曜日（祝日を除く）午前10時～午後4時

支援活動は原則無償で、継続的にいたします。  
 （場合により法律扶助制度の援助を利用していただくこともあります）

## 「原発事故損害賠償請求支援司法書士団」

事務局 群馬県富岡市富岡131番地 櫻井裕司法書士事務所

（「原発事故損害賠償請求支援司法書士団」は、東電への賠償請求を支援するボランティア団体です。）

群馬司法書士会震災対策活動記録（平成24年10月）		
日付	種別	時間
2012/10/01（月）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/10/02（火）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
	震災対策本部会議	18：00～
2012/10/03（水）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/10/04（木）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/10/05（金）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/10/06（土）	原発避難者の集いin本宮 原発事故賠償相談会	終日
2012/10/09（火）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/10/10（水）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/10/11（木）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/10/12（金）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/10/15（月）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/10/16（火）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
	震災対策本部会議	18：00～
2012/10/17（水）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/10/18（木）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/10/19（金）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/10/21（日）	ぐんま暮らし応援会 県内避難者の集い 於：高崎市役所	
2012/10/22（月）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/10/23（火）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/10/24（水）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/10/25（木）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/10/26（金）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/10/29（月）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/10/30（火）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
	震災対策本部会議	18：00～
2012/10/31（水）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00

# 司法書士 被災者支援ホットライン

フリーダイヤル

**0120-313-633****(通話料無料)****月～金曜日(祝日を除く) 午前10時～午後4時**

## <ご相談内容>

- 原発補償請求手続のご相談
- 「二重ローン」問題のご相談
- 震災関連の各種法律相談・手続相談
- 「心の問題」についてのご相談
- 生活上の困りごと全般についてのご相談

## 群馬県内に避難されている皆様へ 「こまりごと相談会」開催について

群馬司法書士会では「こまりごと相談会」を開いています。  
原発賠償問題を始め、様々な「困りごと・心配ごと・悩みごと」の相談に応じております。

相談は個別面談で行います。避難者の方々の希望があれば当会から相談員を無料で派遣いたします。相談場所は避難されている方々の希望で場所は問いません。

例えば、避難されている住居に当方から訪問して相談に応じます。費用は一切かかりませんので、是非ご連絡を下さい。お待ちしております。

詳細は下記にお電話ください。

**027-224-7763**